避難確保計画の作成に関する参考様式

参考資料4

■通知文

事　　務　　連　　絡
令和２年(2020 年) ４月１７日

各市町防災担当課長　様

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室長

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関する参考様式等について

日頃は、本県の流域治水行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

水防法第１５条の３に基づき、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町長に報告することとされています。

このたび、施設の計画作成をさらに促すため、県下各圏域で展開している「水害・土砂災害に強い地域づくり」の取組の一環として、市町へ提出される際の参考様式等を作成し、滋賀県のホームページ（下記ＵＲＬ参照）で公開しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、各施設へ計画の作成・提出を指導される際、必要に応じてご活用いただきますようお願いします。

なお、本参考様式は水害とあわせて、土砂災害にも対応していますので申し添えます。

記

http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/311152.html

滋賀県土木交通部流域政策局
流域治水政策室
ＴＥＬ：０７７－５２８－４２９１
ＦＡＸ：０７７－５２８－４９０４
e-mail：ryuiki@pref.shiga.lg.jp

避難確保計画様式の更新

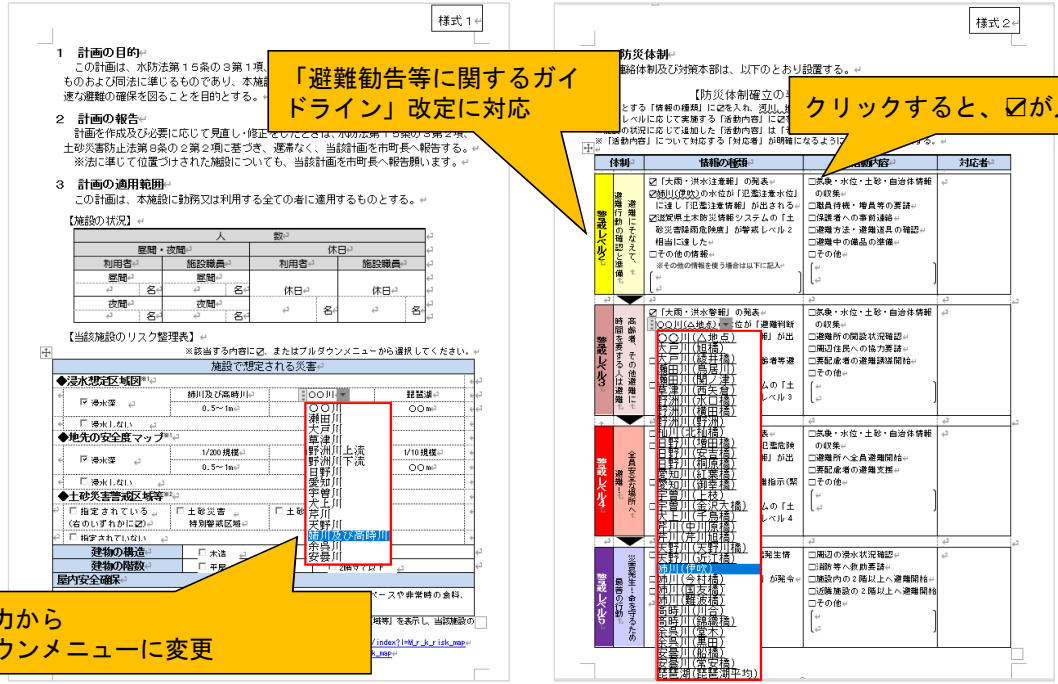

セルフチェックリストの作成

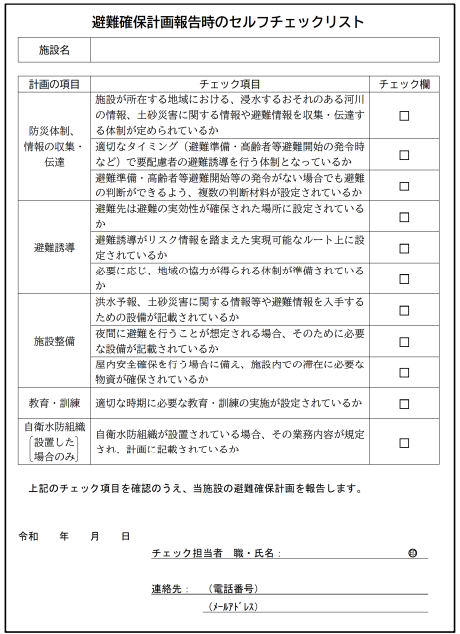

避難確保計画報告時のセルフチェックリスト

施設名	

計画の項目	チェック項目	チェック欄
防災体制、情報の収集・伝達	施設が所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	□
	適切なタイミング（避難準備・高齢者等避難開始の発令時など）で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	□
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	□
避難誘導	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか	□
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	□
	必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	□
施設整備	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか	□
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか	□
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	□
教育・訓練	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	□
自衛水防組織［設置した場合のみ］	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	□

上記のチェック項目を確認のうえ、当施設の避難確保計画を報告します。

令和　　年　　月　　日

チェック担当者　職・氏名：　　㊞

連絡先：　（電話番号）
（メールアドレス）